

事 務 連 絡
平成 22 年 7 月 28 日

各都道府県障害福祉関係主管課担当者 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

福祉・介護人材の処遇改善事業におけるキャリアパス要件等に関する周知について

日頃より、障害福祉制度の円滑な実施にご協力いただきありがとうございます。

また、福祉・介護人材の処遇改善事業の運営に当たりましては、大変お手数をおかけしており感謝申し上げます。

さて、福祉・介護人材の処遇改善事業の助成金（以下「助成金」という。）につきましては、平成 22 年 10 月より新たにキャリアパスに関する要件及び平成 21 年報酬改定を踏まえた定量的要件（以下「キャリアパス要件等」という。）を追加しております。

現在、助成金を受給している事業者については、平成 22 年 9 月末日までにキャリアパス要件等を満たす旨の届け出を行わない場合、助成金が減額されることとなっており、各都道府県におかれましては、管内の事業者に対して再度キャリアパス要件等の内容及び届出期限について周知を行っていただきますようお願いいたします。

また、今般、キャリアパス要件等に関し、別添のとおり、Q & A を作成しましたので、福祉・介護人材の処遇改善事業に関する Q & A（V o l . 2）（平成 22 年 3 月 30 日付け事務連絡）の追加分として送付いたします。

あわせて、管内市町村に対しても、情報提供方よろしくようお願いいたします。

なお、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/10/tp1023-1.html>）において、介護保険制度における介護職員に対するキャリアパスについて事業者の積極的な取り組みを促す観点から、関係団体作成のキャリアパスモデルを公表しております。各都道府県におかれましては、障害福祉サービス等事業所に対しそのキャリアパスモデルを参考とされるよう、併せて情報提供方お願いいたします。

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課福祉サービス係 加藤
（電話）03-5253-1111
（内線）3091
（直通電話）03-3595-2528

(別添)

(注) 本Q & Aでは便宜的に事務処理要領5の一のAに定める要件を「要件(I)」と、5の一のイに定める要件を「要件(II)」と表記することとする。(参考資料参照)

(問 21) キャリアパス要件等届出書を法人単位で届け出る場合の取扱いについて

(答)

キャリアパス要件等届出書については、福祉・介護職員処遇改善計画書と同一の単位(法人ごと等)で作成して差し支えなく、通常、法人単位で就業規則が定められ、キャリアパスの仕組みを含めた福祉・介護職員の処遇が一体的に行われているものと考えられるが、例えば、法人内の事業所の一つが極めて小規模である場合等、法人内で要件(I)を満たす事業所とそうでない事業所があるといった場合、都道府県においては事業者に対して、要件(I)を満たさない事業所については要件(II)を満たすよう促すとともに、福祉・介護職員に対し法人内で要件(I)と要件(II)が併存している旨の周知を行うよう指導されたい。

また、そのような場合、各事業所がいずれの要件を満たすものであるかについて、事業所の一覧表に記載すること。

なお、定量的要件について、法人単位で作成を行う場合、法人全体で要した概算額を記載することになるが、この場合、事業所の福祉・介護職員に対してその旨を併せて周知されたい。

(問 22) 平成 21 年報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件について、新規参入事業者の取扱いはどうなるのか。

(答)

定量的要件については福祉・介護職員に対して既に実施した賃金改善以外の処遇改善の内容及び概算額を記載することとしているが、新規指定の事業者については、指定日以前に要した経費、例えば算入に当たって就業規則等の整備に要した経費や新設事業所の整備費・備品購入費のうち職員の処遇のために行った部分に要した経費等を記載することになる。